

児童発達支援の現状等について

1. 児童発達支援の現状

平成24年度の児童福祉法改正による障害児施設・事業の一元化

○ 障害児支援の強化を図るため、従来の障害種別で分かれていた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。

<< 障害者自立支援法 >>

【市町村】

児童デイサービス

<< 児童福祉法 >>

【都道府県】

知的障害児通園施設

難聴幼児通園施設

肢体不自由児通園施設(医)

重症心身障害児(者)通園事業(補助事業)

知的障害児施設
第一種自閉症児施設(医)
第二種自閉症児施設

盲児施設
ろうあ児施設

肢体不自由児施設(医)
肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設(医)

通所サービス

入所サービス

(医)とあるのは医療の提供を行っているもの

<< 児童福祉法 >>

【市町村】

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

【都道府県】

障害児入所支援

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

障害児が利用可能な支援の体系

(注)利用者数及び施設・事業所数は平成28年7月現在の国保連データ

サービス名		利用児童数	施設・事業所数
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ)	9,222	19,513
	同行援護	160	6,128
	行動援護	2,672	1,556
	重度障害者等包括支援	0	9
日中活動系	短期入所(ショートステイ)	7,830	4,321
障害児通所系	児童発達支援	78,199	4,219
	医療型児童発達支援	2,330	97
	放課後等デイサービス	139,718	8,985
障害児入所系	保育所等訪問支援	3,210	495
	福祉型障害児入所施設	1,579	190
相談支援系	医療型障害児入所施設	1,993	188
	計画相談支援	1,001	7,042
	障害児相談支援	33,582	3,599

障害者総合支援法

児童福祉法

支援法

児福祉法

児童発達支援

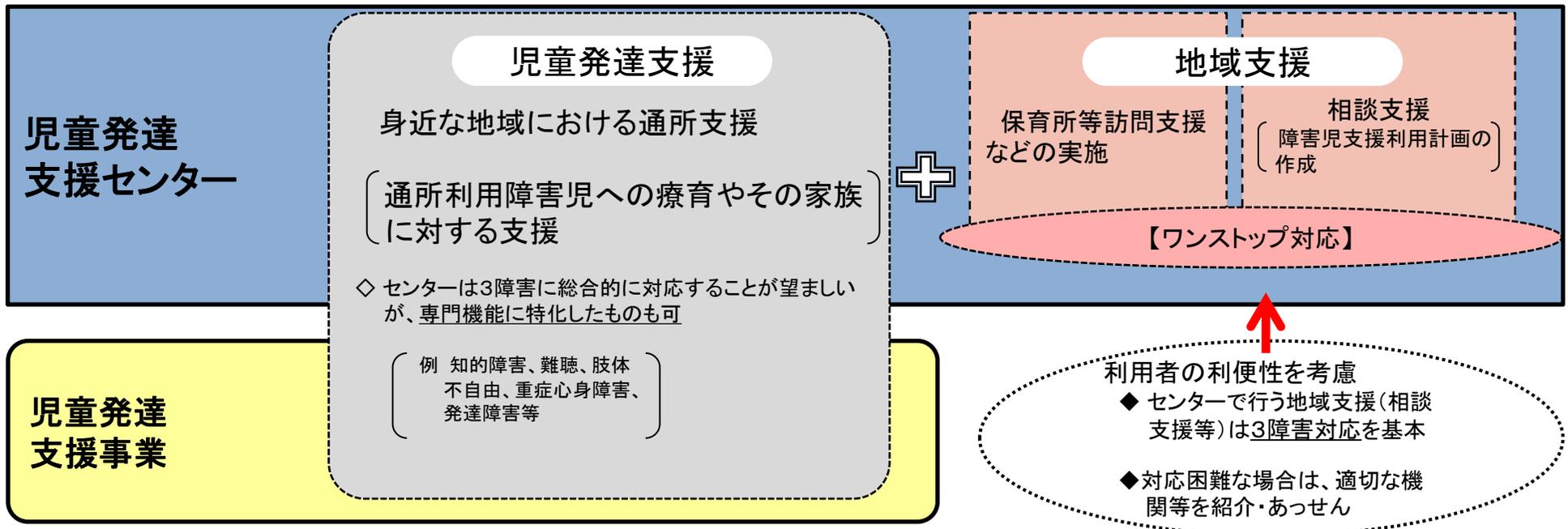
○事業の概要

- ・ 日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う(通所)
- ・ 事業の担い手
 - ①児童発達支援センター(児童福祉法第43条)
通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助言を行う。(地域の中核的な支援施設)
 - ②それ以外の事業所
もっぱら、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行う。

○対象児童

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障害児

○提供するサービス

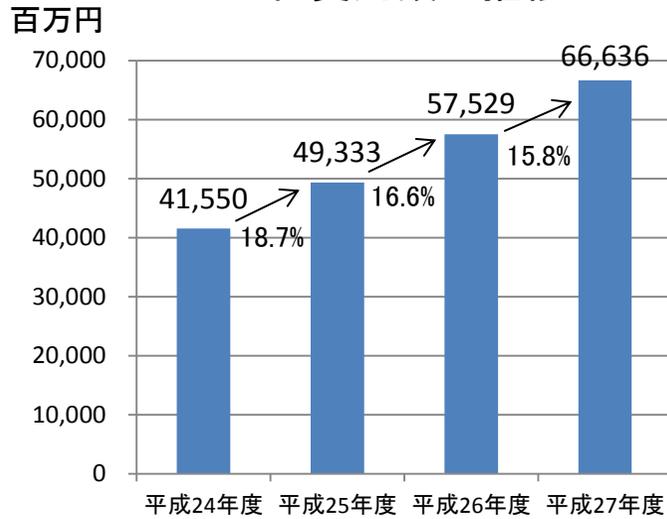


児童発達支援の現状

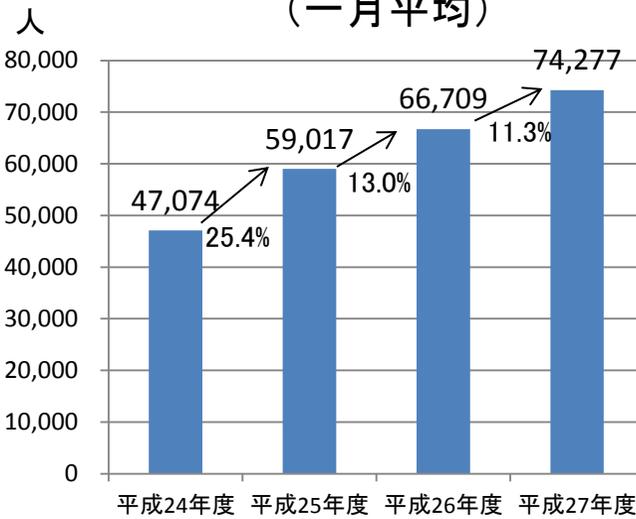
【児童発達支援の現状】

○ 放課後等デイサービスに次いで、児童発達支援の総費用額、利用児童数、請求事業所数の全てにおいて伸びている。

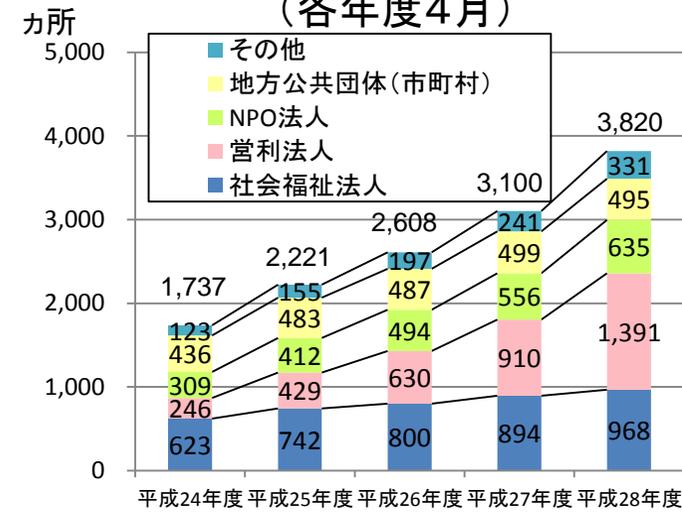
総費用額の推移



利用児童数の推移 (一月平均)



請求事業所数の推移 (各年度4月)



○実施主体別事業所数

※上段は平成24年4月、下段は平成28年6月

事業所数 (総数)	社会福祉法人 (社協以外)	社会福祉法人 (社協)	医療法人	民法法人 (社団・財団)	営利法人	非営利法人 (NPO)	農協
(1,737)	(565)	(58)	(30)	(18)	(246)	(309)	(0)
4,097	929	73	64	167	1,542	681	1

生協	その他法人	地方公共団体 (都道府県)	地方公共団体 (市町村)	地方公共団体 (広域連合・一部事務組合等)	非法人	国立施設	その他
(2)	(20)	(35)	(436)	(9)	(0)	(4)	(5)
2	70	33	503	13	0	6	13

※出典:国保連データ

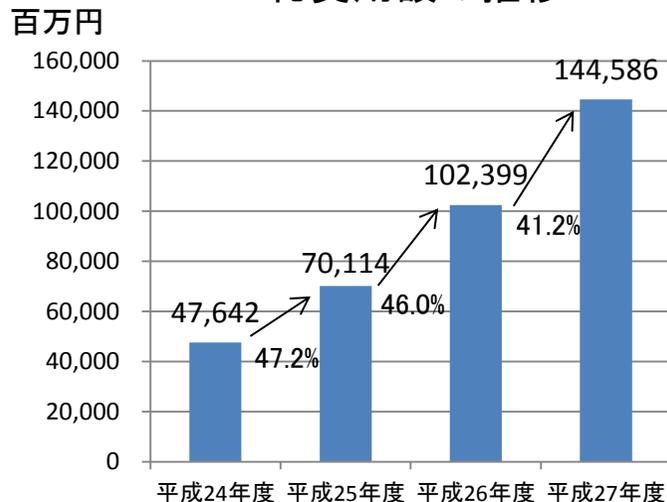
放課後等デイサービスの現状

(参考)

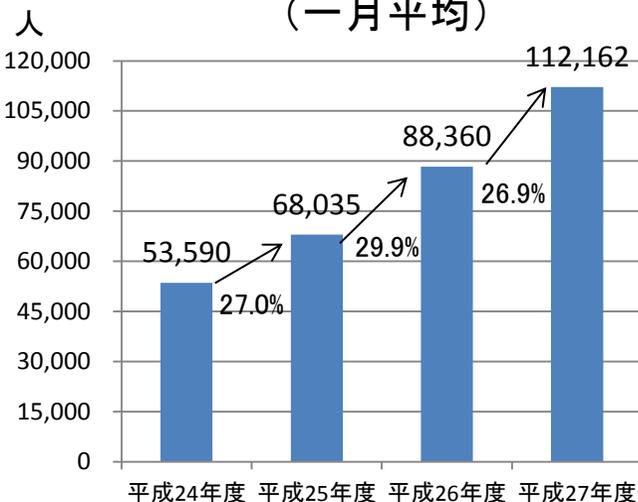
【放課後等デイサービスの現状】

○ 総費用額、利用児童数、請求事業所数のすべてにおいて、新制度が始まった平成24年4月以降、大幅な増加を続けている。

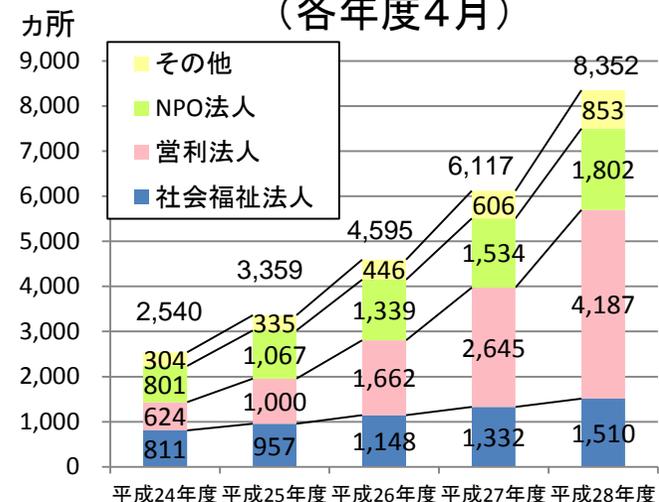
総費用額の推移



利用児童数の推移 (一月平均)



請求事業所数の推移 (各年度4月)



○実施主体別事業所数

※上段は平成24年4月、下段は平成28年6月

事業所数 (総数)	社会福祉法人 (社協以外)	社会福祉法人 (社協)	医療法人	民法法人 (社団・財団)	営利法人	非営利法人 (NPO)	農協
(2,540)	(744)	(67)	(41)	(39)	(624)	(801)	(0)
8,721	1,438	89	75	427	4,454	1,852	1

生協	その他法人	地方公共団体 (都道府県)	地方公共団体 (市町村)	地方公共団体 (広域連合・一部事務組合等)	非法人	国立施設	その他
(3)	(39)	(5)	(154)	(5)	(3)	(4)	(11)
5	165	11	133	8	0	8	55

※出典: 国保連データ

2. 放課後等デイサービス ガイドラインなど

ガイドライン策定の経緯(これまでの流れ)

【障害児支援の在り方に関する検討会報告書】(平成26年7月16日)

- 障害児支援の内容については、各事業所における理念や目標に基づく独自性や創意工夫も尊重されるが、その一方で、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みが必要であるため、障害児への支援の基本的事項や職員の専門性の確保等を定めたガイドラインが必要である。
- 特に、平成24年度に創設した放課後等デイサービスについては、行われている支援の内容が多種多様で、質の観点からも大きな開きがある状況であり、支援内容の在り方の整理も踏まえつつ、早期のガイドラインの策定が望まれる。



【放課後等デイサービスガイドライン】

- 障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会でのご議論を踏まえ、平成27年4月に、放課後等デイサービスガイドラインを策定し公表(平成27年4月1日障害保健福祉部長通知)。
- 本ガイドラインは、放課後等デイサービスを実施するにあたっての基本的事項や職員の専門性の確保等を定めたもの。
各事業所は、本ガイドラインの内容を踏まえつつ、各事業所の実情や個々の子どもの状況に応じて不断に創意工夫を図り、提供する支援の質の向上に努めることとしている。
- 自治体に対して、放課後等デイサービスガイドラインの普及・周知徹底、指導・助言での活用、事業所におけるガイドラインの自己評価結果の公表の促進、自治体における公表状況の把握等について通知しているところ(平成28年3月7日障害福祉課長通知)。

「放課後等デイサービスガイドライン」の概要

総則

◆ ガイドラインの趣旨

◆ 放課後等デイサービスの基本的役割

子どもの最善の利益の保障／共生社会の実現に向けた後方支援／保護者支援

◆ 放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動

基本活動： 自立支援と日常生活の充実のための活動／創作活動／地域交流／余暇の提供 等

◆ 事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理

設置者・管理者向け ガイドライン

児童発達支援管理責任者 向けガイドライン

従業者向け ガイドライン

◆ 子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上

環境・体制整備／P D C Aサイクルによる適切な事業所の管理
従業者等の知識・技術の向上／関係機関・団体や保護者との連携 等

◆ 子どもと保護者に対する説明責任等

運営規程の周知／子どもと保護者に対する支援利用申込時の説明／保護者に対する相談支援等
苦情解決対応／適切な情報伝達手段の確保／地域に開かれた事業運営 等

◆ 緊急時の対応と法令遵守等

緊急時対応／非常災害・防犯対策／虐待防止／身体拘束への対応
衛生・健康管理／安全確保／秘密保持等 等

放課後等デイサービスガイドラインに基づく自己評価等

保護者等向け 放課後等デイサービス評価表		資料3-2		
チェック項目	はい	どちらか いい/悪い	いいえ	特記事項
① 子どもの活動等のスペースを十分に確保しているか				
② 職員の配置数は適切であるか				
③ 事業所の設備等について、スロープや手すりの設置などバリアフリー化が適切になされているか				
④ 子どもと保護者のニーズや課題を的に分析した上で、支援計画を作っているか				
⑤ 活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか				
⑥ 放課後児童クラブや児童館との障害のない子どもと活動する機会があるか				
⑦ 支援の内容、利用者負担等に関する説明があったか				
⑧ 日頃から子どもの状況を保護者と話し合い、子どもの発達状況や課題について共通理解を持っているか				
⑨ 保護者に対して面談や育児相談等の支援を行っているか				
⑩ 父母の会の活動を支援したり等を開催する等により保護者同士の交流を支援しているか				
⑪ 子どもや保護者からの苦情や相談の対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知・説明し、苦情が適切に対応しているか				
⑫ 障害のある子どもや保護者の苦情や相談の対応の体制を整備しているか				
⑬ 定期的に会報やホームページ等で必要な情報、連絡体制に関する自己評価の結果を保護者に対して発信しているか				
⑭ 個人情報に十分注意しているか				
⑮ 緊急時対応マニュアルや火災対応マニュアルを策定し、保護者に周知しているか				
⑯ 非常災害の発生に備え、救出、その他必要な訓練を実施しているか				
⑰ 事業所の支援に満足しているか				

事業者向け 放課後等デイサービス自己評価表		資料3-3		
チェック項目	はい	どちらか いい/悪い	いいえ	特記事項
① 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切であるか				改善目標、工夫している点など
② 職員配置数は適切であるか				
③ 事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされているか				
④ 業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参加しているか				
⑤ 保護者等向け利用者評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者の意向等を把握し、業務改善につなげているか				
⑥ この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか				
⑦ 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか				
⑧ 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保しているか				
⑨ アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成しているか				
⑩ 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用しているか				
⑪ 活動プログラムの立案をチームで行っているか				
⑫ 活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか				
⑬ 平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援しているか				
⑭ 子どもや保護者の状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成しているか				
⑮ 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか				
⑯ 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか				
⑰ 日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか				
⑱ 定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断しているか				

「事業所は、本ガイドラインに基づく自己評価を実施し、その結果を事業運営に反映させ、自己評価結果については公表するよう努めるものとする。」



- そのためのチェックリストが必要との意見
- ユーザー評価にも使えるように、との意見



「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」と、より簡素な「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」を作成

想定される自己評価の流れ

- ① 保護者へのアンケート調査
- ② 事業所職員による自己評価
- ③ 事業所全体としての自己評価
- ④ 自己評価結果の公表
- ⑤ 保護者のアンケート調査結果のフィードバック

放課後等デイサービスガイドライン

1. 総則

平成27年4月1日
厚生労働省障害保
健福祉部長通知

- (1) ガイドラインの趣旨
- (2) 放課後デイサービスの基本的役割
 - 子どもの最善の利益の保障
 - 共生社会の実現に向けた後方支援
 - 保護者支援
- (3) 放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動
 - ① 基本的姿勢
 - ② 基本活動
 - ア 自立支援と日常生活の充実のための活動
 - イ 創作活動
 - ウ 地域交流の機会の提供
 - エ 余暇の提供
- (4) 事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理
 - ① 適切な支援の提供と支援の質の向上
 - ② 説明責任の履行と、透明性の高い事業運営
 - ③ 様々なリスクへの備えと法令遵守

放課後児童クラブ運営指針

第1章 総則

平成27年3月31日
厚生労働省雇用均等・
児童家庭局長通知

1. 趣旨
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本
 - (1) 放課後児童クラブにおける育成支援
 - (2) 保護者及び関係機関との連携
 - (3) 放課後児童支援員等の役割
 - (4) 放課後児童クラブの社会的責任

第2章 事業の対象となる子どもの発達

1. 子どもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
 - (1) おおむね6歳～8歳
 - (2) おおむね9歳～10歳
 - (3) おおむね11歳～12歳
4. 児童期の遊びと発達
5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項
 - (1) おおむね6歳～8歳の子どもへの配慮

児童養護施設運営指針

第I部 総論

平成24年3月29日
厚生労働省雇用均等・
児童家庭局長通知

1. 目的
2. 社会的養護の基本理念と原理
 - (1) 社会的養護の基本理念
 - ① 子どもの最善の利益のために
 - ② すべての子どもを社会全体で育む
 - (2) 社会的養護の原理
 - ① 家庭的養護と個別化
 - ② 発達の保障と自立支援
 - ③ 回復をめざした支援
 - ④ 家族との連携・協働
 - ⑤ 継続的支援と連携アプローチ
 - ⑥ ライフサイクルを見通した支援
 - (3) 社会的養護の基盤づくり
3. 児童養護施設の役割と理念
4. 対象児童
 - (1) 子どもの特徴と背景
 - ① 複雑な背景
 - ② 障害を有する子ども
 - (2) 子どもの年齢等
 - ① 年齢要件と柔軟な対応
 - ② 高齢児への対応
 - ③ 再措置への対応

放課後等デイサービスガイドライン

2. 設置者・管理者向けガイドライン

(1) 子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上

①環境・体制整備

- ア 適正な規模の利用定員
- イ 適切な職員配置
- ウ 適切な設備等の整備

②PDCAサイクルによる適切な事業所の管理

- ア 事業運営の理念・方針の設定・見直しと職員への徹底
- イ 複数のサイクル(年・月等)での目標設と振り返り
- ウ コミュニケーションの活性化等
- エ 子どもや保護者の意向等の把握
- オ 支援の継続性

③従業者等の知識・技術の向上

- ア 従業者等の知識・技術の向上意欲の喚起
- イ 研修受講機会等の提供

④関係機関・団体や保護者との連携

- ア 相談支援事業者との連携
- イ 学校との連携

放課後児童クラブ運営指針

- (2) おおむね9歳～10歳の子どもへの配慮
- (3) おおむね11歳～12歳の子どもへの配慮
- (4) 遊びと生活における関わりへの配慮

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

1. 育成支援の内容

2. 障害のある子どもへの対応

- (1) 障害のある子どもの受入れの考え方
- (2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点

3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応

- (1) 児童虐待への対応
- (2) 特別の支援を必要とする子どもへの対応
- (3) 特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項

4. 保護者との連携

- (1) 保護者との連絡
- (2) 保護者からの相談への対応
- (3) 保護者及び保護者組織との連携

児童養護施設運営指針

5. 養育のあり方の基本

- (1) 関係性の回復をめざして
- (2) 養育のいとなみ
- (3) 養育を担う人の原則
- (4) 家族と退所者への支援

①家庭支援

②退所した者への支援

6. 児童養護施設の将来像

- (1) 施設の小規模化と施設機能の地域分散化
- (2) 施設機能の高度化と地域支援

第Ⅱ部 各論

1. 養育・支援

- (1) 養育・支援の基本
- (2) 食生活
- (3) 衣生活
- (4) 住生活
- (5) 健康と安全
- (6) 性に関する教育
- (7) 自己領域の確保
- (8) 主体性、自律性を尊重した日常生活
- (9) 学習・進学支援、就労支援
- (10) 行動上の問題及び問題状況への対応
- (11) 心理的ケア
- (12) 継続性とアフターケア

放課後等デイサービスガイドライン

- ウ 医療機関や専門機関との連携
 - エ 保育所・児童発達支援事業所等との連携
 - オ 他の放課後等デイサービス事業所等との連携
 - カ 放課後児童クラブや自治会等との連携
 - キ (地域自立支援)協議会等への参加
 - ク 保護者との連携
- (2)子どもと保護者に対する説明責任等
- ①運営規程の周知
 - ②子どもと保護者に対する、支援利用申込時の説明
 - ③保護者に対する相談支援等
 - ④苦情解決対応
 - ⑤適切な情報伝達手段の確保
 - ⑥地域に開かれた事業運営
- (3)緊急時の対応と法令遵守等
- ①緊急時対応
 - ②非常災害・防犯対策
 - ③虐待防止の取組
 - ④身体拘束への対応
 - ⑤衛生・健康管理
 - ⑥安全確保
 - ⑦秘密保持等

放課後児童クラブ運営指針

5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務
- (1)育成支援に含まれる職務内容
 - (2)運営に関わる業務

第4章 放課後児童クラブの運営

- 1. 職員体制
- 2. 子ども集団の規模(支援の単位)
- 3. 開所時間及び開所日
- 4. 利用の開始等に関わる留意事項
- 5. 運営主体
- 6. 労働環境整備
- 7. 適正な会計管理及び情報公開

第5章 学校及び地域との関係

- 1. 学校との連携
- 2. 保育所、幼稚園等との連携
- 3. 地域、関係機関との連携
- 4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ
 - (1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ
 - (2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

児童養護施設運営指針

- 2. 家族への支援
 - (1)家族とのつながり
 - (2)家族に対する支援
- 3. 自立支援計画、記録
 - (1)アセスメントの実施と自立支援計画の策定
 - (2)子どもの養育・支援に関する適切な記録
- 4. 権利擁護
 - (1)子ども尊重と最善の利益の考慮
 - (2)子どもの意向への配慮
 - (3)入所時の説明等
 - (4)権利についての説明
 - (5)子どもが意見や苦情を述べやすい環境
 - (6)被措置児童等虐待対応
 - (7)他者の尊重
- 5. 事故防止と安全対策
- 6. 関係機関連携・地域支援
 - (1)関係機関等の連携
 - (2)地域との交流
 - (3)地域支援
- 7. 職員の資質向上
 - (1)職員の質の向上に向けた体制の確立

放課後等デイサービスガイドライン

3. 児童発達支援管理責任者向けガイドライン

(1) 子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上

① 放課後等デイサービス計画に基づくPDCAサイクル等による適切な支援の提供

ア 子どもと保護者及びその置かれている環境に対するアセスメント

イ 放課後等デイサービス計画の作成

ウ タイムテーブル、活動プログラムの立案

エ 日々の適切な支援の提供

オ 放課後等デイサービス計画の実施状況把握(モニタリング)

カ モニタリングに基づく放課後等デイサービス計画の変更

キ 事業所全体の業務改善サイクルへの積極的関与

② 従業者及び自らの知識・技術の向上

③ 関係機関・団体や保護者との連携

ア 障害児相談支援事業者との連携

放課後児童クラブ運営指針

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

1. 施設及び設備

(1) 施設

(2) 設備、備品等

2. 衛生管理及び安全対策

(1) 衛生管理

(2) 事故やケガの防止と対応

(3) 防災及び防犯対策

(4) 来所及び帰宅時の安全確保

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理

2. 要望及び苦情への対応

3. 事業内容向上への取り組み

(1) 職員集団のあり方

(2) 研修等

(3) 運営内容の評価と改善

児童養護施設運営指針

8. 施設の運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知

(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定

(3) 施設長の責任とリーダーシップ

(4) 経営状況の把握

(5) 人事管理の体制整備

(6) 実習生の受入れ

(7) 標準的な実施方法の確立

(8) 評価と改善の取組

放課後等デイサービスガイドライン

- イ 学校との連携
 - ウ 医療機関や専門機関との連携
 - エ 保育所・児童発達支援事業所等との連携
 - オ 他の放課後等デイサービス事業所等との連携
 - カ 放課後児童クラブや自治会等との連携
 - キ (地域自立支援)協議会等への参加
 - ク 保護者との連携
- (2) 子どもと保護者に対する説明責任等
- ① 子どもと保護者に対する運営規定や放課後等デイサービス計画の内容についての丁寧な説明
 - ② 保護者に対する相談支援等
 - ③ 苦情解決対応
 - ④ 適切な情報伝達手段の確保
- (3) 緊急時の対応と法令遵守等
- ① 緊急時対応
 - ② 非常災害・防犯対応
 - ③ 虐待防止の取組
 - ④ 身体拘束への対応
 - ⑤ 衛生・健康管理
 - ⑥ 安全確保
 - ⑦ 秘密保持等

放課後児童クラブ運営指針

児童養護施設運営指針

放課後等デイサービスガイドライン

4. 従業者向けガイドライン

(1) 子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上

- ① 放課後等デイサービス計画に基づくPDCAサイクル等による適切な支援の提供
 - ア 障害児支援利用計画及び放課後等デイサービス計画の理解
 - イ 従事者間での意思の疎通、支援内容の共有
 - ウ 支援提供に際しての工夫
 - エ 支援提供記録
 - オ 事業所全体の業務改善サイクルへの積極的関与
- ② 研修受講等による知識・技術の向上
- ③ 関係機関・団体や保護者との連携
 - ア 障害児相談支援事業者等との連携
 - イ 学校との連携
 - ウ 保育所・児童発達支援事業所との連携
 - エ 他の放課後等デイサービス事業所等との連携
 - オ 放課後児童クラブ等との連携
 - カ 保護者との連携

放課後児童クラブ運営指針

児童養護施設運営指針

放課後等デイサービスガイドライン

(2) 子どもと保護者に対する説明責任等

- ①保護者に対する相談支援等
- ②苦情解決対応

(3) 緊急時の対応と法令遵守等

- ①緊急時対応
- ②非常災害・防犯対応
- ③虐待防止の取組
- ④身体拘束への対応
- ⑤衛生管理・健康管理
- ⑥安全確保
- ⑦秘密保持等

別添

「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」及び

「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」について

放課後児童クラブ運営指針

児童養護施設運営指針

保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領

保育所保育指針

平成20年3月28日
厚生労働省告示
第141号

第一章 総則

- 1 趣旨
- 2 保育所役割
- 3 保育の原理
 - (一) 保育の目標
 - (二) 保育の方法
 - (三) 保育の環境
- 4 保育所の社会的責任

第二章 子どもの発達

- 1 乳幼児期の発達の特性
- 2 発達過程
 - (一) おおむね六か月未満
 - (二) おおむね六か月から一歳三か月未満
 - (三) おおむね一歳三か月から二歳未満
 - (四) おおむね二歳
 - (五) おおむね三歳
 - (六) おおむね四歳
 - (七) おおむね五歳
 - (八) おおむね六歳

幼稚園教育要領

平成20年3月28日
文部科学省告示
第26号

第1章 総則

- 第1 幼稚園教育の基本
- 第2 教育課程の編成
- 第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

第2章 ねらい及び内容

健康

- 1 ねらい
- 2 内容
- 3 内容の取扱い

人間関係

- 1 ねらい
- 2 内容
- 3 内容の取扱い

環境

- 1 ねらい
- 2 内容
- 3 内容の取扱い

言葉

- 1 ねらい
- 2 内容
- 3 内容の取扱い

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

平成26年4月30日
内閣府、文部科学省、厚生労働省
告示第1号

第1章 総則

- 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標
 - 1 教育及び保育の基本
 - 2 教育及び保育の目標
- 第2 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成
- 第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項

第1 ねらい及び内容

健康

- 1 ねらい
- 2 内容
- 3 内容の取扱い

人間関係

- 1 ねらい
- 2 内容
- 3 内容の取扱い

保育所保育指針

第三章 保育の内容

1 保育のねらい及び内容

(一) 養護に関わるねらい及び内容

ア 生命の保持

(ア)ねらい

(イ)内容

イ 情緒の安定

(ア)ねらい

(イ)内容

(二) 教育に関わるねらい及び内容

ア 健康

(ア)ねらい

(イ)内容

イ 人間関係

(ア)ねらい

(イ)内容

ウ 環境

(ア)ねらい

(イ)内容

エ 言葉

(ア)ねらい

(イ)内容

オ 表現

(ア)ねらい

(イ)内容

幼稚園教育要領

表現

1 ねらい

2 内容

3 内容の取扱い

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

第1 指導計画の作成に当たっての留意事項

1 一般的な留意事項

2 特に留意する事項

第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

環境

1 ねらい

2 内容

3 内容の取扱い

言葉

1 ねらい

2 内容

3 内容の取扱い

表現

1 ねらい

2 内容

3 内容の取扱い

第2 保育の実施上の配慮事項

1 乳児期の園児の保育に関する配慮事項

2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関する配慮事項

3 満3歳以上の園児の保育に関する配慮事項

第3章 指導計画作成に当たって配慮すべき事項

第1 一般的な配慮事項

第2 特に配慮すべき事項

保育所保育指針

2 保育の実施上の配慮事項

- (一) 保育に関わる全般的な配慮事項
- (二) 乳児保育に関わる配慮事項
- (三) 三歳未満児の保育に関わる配慮事項
- (四) 三歳以上児の保育に関わる配慮事項

第四章 保育の計画及び評価

1 保育の計画

- (一) 保育課程
- (二) 指導計画
 - ア 指導計画の作成
 - イ 指導計画の展開
- (三) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項
 - ア 発達過程に応じた保育
 - イ 長時間にわたる保育
 - ウ 障害のある子どもの保育
 - エ 小学校との連携
 - オ 家庭及び地域社会との連携

2 保育の内容等の自己評価

- (一) 保育士等の自己評価
- (二) 保育所の自己評価

第五章 健康及び安全

1 子どもの健康支援

(一)子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

(二)健康増進

(三)疾病等への対応

2 環境及び衛生管理並びに安全管理

(一)環境及び衛生管理

(二)事故防止及び安全対策

3 食育の推進

4 健康及び安全の実施体制等

第六章 保護者に対する支援

1 保育所における保護者に対する支援の基本

2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援

3 地域における子育て支援

第七章 職員の資質向上

1 職員の資質向上に関する基本的事項

2 施設長の責務

3 職員の研修等

小学校学習指導要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

小学校学習指導要領

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

第3 授業時間等の取扱い

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

第2章 各教科

第1節 国語

第1 目標

第2 各学年の目標及び内容

[第1学年および第2学年]

1 目標

2 内容

[第3学年及び第4学年]

1 目標

2 内容

[第5学年及び第6学年]

1 目標

2 内容

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

平成20年3月28日
文部科学省告示
第27号

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

第1章 総則

第1節 教育目標

第2節 教育課程の編成

第1 一般方針

第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

第3 授業時数等の取扱い

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

第5 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

第2章 各教科

第1節 小学部

第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

1 視覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

2 聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

3 肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校

4 病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

平成21年文部科学省
告示第36号
平成27年文部科学省
告示第62号により一部
改正

第2節 社会

第1 目標

第2 各学年の目標及び内容

[第3学年及び第4学年]

1 目標

2 内容

3 内容の取扱い

[第5学年]

1 目標

2 内容

3 内容の取扱い

[第6学年]

1 目標

2 内容

3 内容の取扱い

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

第3節 算数

第1 目標

第2 各学年の目標及び内容

[第1学年]

1 目標

2 内容

[第2学年]

1 目標

2 内容

3 内容の取扱い

第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別
支援学校

第1 各強化の目標及び内容

[生活]

1 目標

2 内容

○1段階

○2段階

○3段階

[国語]

1 目標

2 内容

○1段階

○2段階

○3段階

[算数]

1 目標

2 内容

○1段階

○2段階

○3段階

[音楽]

1 目標

2 内容

○1段階

○2段階

○3段階

小学校学習指導要領

[第3学年]

- 1 目標
- 2 内容
- 3 内容の取扱い

[第4学年]

- 1 目標
- 2 内容
- 3 内容の取扱い

[第5学年]

- 1 目標
- 2 内容
- 3 内容の取扱い

[第6学年]

- 1 目標
- 2 内容
- 3 内容の取扱い

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

第4節 理科

第1 目標

第2 各学年の目標及び内容

[第3学年]

- 1 目標
- 2 内容
- 3 内容の取扱い

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

[図画工作]

- 1 目標
- 2 内容
 - 1段階
 - 2段階
 - 3段階

[体育]

- 1 目標
- 2 内容
 - 1段階
 - 2段階
 - 3段階

第2 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

第2節 中学部

第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第2款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容

[国語]

- 1 目標
- 2 内容

小学校学習指導要領

[第4学年]

- 1 目標
- 2 内容
- 3 内容の取扱い

[第5学年]

- 1 目標
- 2 内容
- 3 内容の取扱い

[第6学年]

- 1 目標
- 2 内容
- 3 内容の取扱い

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

第5節 生活

- 第1 目標
 - 第2 各学年の目標及び内容
- #### [第1学年及び第2学年]

- 1 目標
- 2 内容

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

第6節 音楽

- 第1 目標
 - 第2 各学年の目標及び内容
- #### [第1学年及び第2学年]

- 1 目標
- 2 内容

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

[社会]

- 1 目標
- 2 内容

[数学]

- 1 目標
- 2 内容

[理科]

- 1 目標
- 2 内容

[音楽]

- 1 目標
- 2 内容

[美術]

- 1 目標
- 2 内容

[保健体育]

- 1 目標
- 2 内容

[職業・家庭]

- 1 目標
- 2 内容

[外国語]

- 1 目標
- 2 内容

第2 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

小学校学習指導要領

[第3学年及び第4学年]

- 1 目標
- 2 内容

[第5学年及び第6学年]

- 1 目標
- 2 内容

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

第7節 図画工作

第1 目標

第2 各学年の目標及び内容

[第1学年及び第2学年]

- 1 目標
- 2 内容

[第3学年及び第4学年]

- 1 目標
- 2 内容

[第5学年及び第6学年]

- 1 目標
- 2 内容

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

第8節 家庭

第1 目標

第2 各学年の目標及び内容

[第5学年及び第6学年]

- 1 目標
- 2 内容

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

第3章 特別の教科 道徳

第4章 外国語活動

第5章 総合的な学習の時間

第6章 特別活動

第7章 自立活動

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

第9節 体育

第1 目標

第2 各学年の目標及び内容

[第1学年及び第2学年]

1 目標

2 内容

3 内容の取扱い

[第3学年及び第4学年]

1 目標

2 内容

3 内容の取扱い

[第5学年及び第6学年]

1 目標

2 内容

3 内容の取扱い

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

第3章 道徳

第1 目標

第2 内容

[第1学年及び第2学年]

[第3学年及び第4学年]

[第5学年及び第6学年]

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

第4章 外国語活動

第1 目標

第2 内容

[第5学年及び第6学年]

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

第5章 総合的な学習の時間

第1 目標

第2 各学校において定める目標及び内容

1 目標

2 内容

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

第6章 特別活動

第1 目標

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

[学級活動]

1 目標

2 内容

[児童会活動]

1 目標

2 内容

[クラブ活動]

1 目標

2 内容

小学校学習指導要領

[学校行事]

1 目標

2 内容

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

特別支援学校幼稚部教育要領

第1章 総則

平成21年3月9日
文部科学省告示
第35号

第1 幼稚部における教育の基本

第2 幼稚部における教育の目標

第3 教育課程の編成

第2章 ねらい及び内容等

健康、人間関係、環境、言葉及び表現

自立活動

1. ねらい

2. 内容

- (1)健康の保持
- (2)心理的な安定
- (3)人間関係の形成
- (4)環境の把握
- (5)身体の動き
- (6)コミュニケーション

3. 指導計画の作成と内容の取扱い

第3章 指導計画の作成に当たっての留意事項

第1 一般的な留意事項

第2 特に留意する事項